

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和3年6月18日（金）  
午後0時57分～午後1時14分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 菅原和子  
委員 千葉栄幸 委員 大友康信  
委員 佐々木哲男 委員 及川秀一  
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 生活経済部長 大久保 啓 二  
出席をした 建設部長 三浦 仁  
者の職氏名 建設部次長兼 馬場 浩 一  
都市計画課長 佐々木 賢 一  
市民課長 村上 諭  
土木課長 車塚 仁 悦  
北釜整備推進室長 大沼 孝 宏  
建設部企画員兼 仙石 麻里子  
土木課長補佐 渡邊 文 彦  
市民課長補佐兼 大友 博 明  
都市計画課長補佐兼 境 幸 代  
建築係長 佐山 昭 徳  
北釜整備推進室長補佐 熊谷 恵 美  
市民課主幹兼  
市民係長  
都市計画課技術主幹兼  
都市計画係長  
土木課主幹兼  
土木総務係長

北釜整備推進室 奈良 厚  
北釜整備推進係長

6 事務局職員 事務局 長 相澤 幸也  
次長兼議会総務係長 西村 雅裕  
主 査 大宮 透

## 7 付議事件

- (1) 議案第73号 名取市手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第75号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第76号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業等の施行に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第79号 市道路線の廃止について
- (5) 議案第80号 市道路線の認定について

午後0時57分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第73号 名取市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 再交付の際の手数料は地方公共団体情報システム機構が定めて発生するものであったかと思いますが、これを削除するということで市の作業や負担はもうなくなるということでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、市民係長。

○市民課市民係長（境 幸代） 法施行後のことになりますが、一般の市民の方が御自身の責任によりなくされてしまった場合、再交付するということは残ります。現在は800円を条例手数料として規定しており、なくしてしまったものを再交付する場合にはいただいて歳入しています。今後は手数料を徴収できるのが地方公共団体情報システム機構となり、地方公共団体情報システム機構に対して手数料を支払うということになるだけなので、特に市民の負担がなくなるということはありません。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 市民の負担についてではなく、再交付の際に市の窓口は使わずに直接地方公共団体情報システム機構に行くことになるのでしょうか。市の作業や負担はなくなるということですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、市民係長。

○市民課市民係長（境 幸代） 窓口での再交付の流れも変わりません。まず、800円を徴収して歳計外として管理するものとして捉えています。一時的に預かって、最終的には地方公共団体情報システム機構に支払うということですので。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 再発行をした後に以前のカードが見つかった場合の対応はどのようにされるのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、市民係長。

○市民課市民係長（境 幸代） 紛失した場合、国に対して一旦停止手続きができます。停止手続きをして、その間に紛失したカードが見つければ停止を解除して、カードが使えるようになるということです。カードが見つからない場合にはカードの再発行の申請をすることができます。申請をしている間に見つかったということであれば、できあがったカードを受け取ることもなく、申請を取り下げて元々のカードを使うことができます。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第73号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 名取市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 資料にあるように2つのエリアがあり、1つは公共公益施設地区が5.2ヘクタールとあり、防災公園、神社、お寺、墓地などがあるエリアと限定しています。図面の左下の部分もあえて地区計画という規制をしなければならぬものなのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 防災公園、既存の神社、集会所、お寺などを地区計画として定めていますが、こういった施設を守るために都市計画上の手続を踏んでいるということです。

○委員長（小野寺美穂） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） この地区計画には様々なタイプがあつて、少し調べたら、幹線道路沿道の計画開発地における環境・景観の周囲との調和というくくりの中での地区計画かと捉えています。公園などの景観も含めた全体として北釜地区と考えるという捉え方でよいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第75号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業等の施行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第76号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業等の施行に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 市道路線の廃止について及び議案第80号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

これより、議案第79号及び議案第80号について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 議案第80号の資料で認定する市道が示されています。この資料中、箱囲いで表示されている説明の具体的な内容について伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（熊谷恵美） 議案書の64ページに市道認定調書があり、閑上300号と閑上303号の間に閑上301号、閑上302号の記載がありませんで

したので、補足として資料に記載しております。この2路線は閑上24号日和山線を閑上301号に、閑上113号閑上小塚原線を閑上302号に路線番号を変更するものです。市道の認定、廃止において議決が伴うものは起点や終点が変わった場合です。日和山線と閑上小塚原線は起点及び終点の変更はなく、路線番号のみ変更となったため、今回議案としては提出しておらず変更告示を行うことで対応したいと考えるものです。

○委員長（小野寺美穂） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 閑上地区の道路の認定について、震災復興からの道路整備等も大詰めということで、この認定を行うことで大体完了したという捉え方でよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、土木課長。

○土木課長（村上 諭） 議案第79号資料の1ページをご覧ください。右上に閑上2 河口線がありますが、この路線は現在名取川の災害復旧事業に伴いまして、河川区域の中の堤防の下にあります。これについては今回廃止のみということになりますが、この区域は漁港区域になっており国の土地と県の土地の交換手続がまだ済んでおりません。これが済んだら改めて河口線を認定します。従いまして、残り1路線で完了ということになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第79号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第73号、議案第75号、議案第76号、議案第79号及び議案第80号の5か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時14分 散会

令和3年6月18日

建設経済常任委員会

委員長 小野寺 美穂